



経済産業省 商務情報政策局
商務・サービスグループ 消費経済企画室

令和6年度商取引・サービス環境の適正化に係る事業

ファイナンスリースを対象としたマネーロンダリング及びテロ資金供与対策に関するリスク評価及びガイドライン案等にかかる調査

2025年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

目次

	Page	
1	プロジェクト概要	2
2	事業者に対するアンケート調査	4
3	海外のファイナンスリースに関する調査	9
4	他業種における監督・検査、フォローアップ手法の調査	13
5	ファイナンスリースに対するリスク評価	15
6	ガイドライン素案の作成	19
7	セミナーと問い合わせに対する回答文案の作成	21
8	監督・検査、フォローアップの在り方の検証案と手法案の作成	23

本報告書は、経済産業省の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である経済産業省に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

01

プロジェクト概要

1. プロジェクト概要

プロジェクト全体概要

- 仕様書に定められた6つの項目につき、2024年7月31日より事業を開始し、2025年3月31日まで実施した

件名	ファイナンスリースを対象としたマネーローディング及びテロ資金供与対策に関するリスク評価及びガイドライン案等にかかる調査業務	
背景及び目的	<p>FATFでは、様々な業種に対するマネーローディング及びテロ資金供与対策（以下「マネロン・テロ資金供与対策」という）の強化が求められている。2024年4月にはマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画が見直され、第5次審査を見据えて対策の強化が求められている。</p> <p>ファイナンスリースはFATF第4次審査において、免許/登録の対象ではなく適格性の検証が行われていないことや、業界団体によって実施されたリスク評価に依拠していることが指摘されていることもあり、第5次審査に向けてマネロン・テロ資金供与対策の強化が求められている。</p> <p>そこで、今般ファイナンスリースについて、FATFが求める水準を踏まえた企業のマネロン・テロ資金供与対策に関する監督行政の在り方を検討するため、本調査を実施する。</p>	
調査対象分野 (業種)	分野(業種)	ファイナンスリース
	事業者数	227社(正会員：79社、賛助会員148社) ※ファイナンスリースは登録、許可制度がないため、上記以外にファイナンスリースの事業を行っている企業が存在することも想定される
	対応状況	公益社団法人リース事業協会による「ファイナンス・リース事業者におけるマネー・ローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表済み(2019年9月25日制定、2021年7月21日改正)
事業内容	(1)ファイナンスリースのリスク評価等	
	(2)ガイドライン素案の作成	
	(3)対象事業者向けセミナーと問い合わせに対する回答文案の作成	
	(4)監督・検査、フォローアップの在り方の検証案と手法案の作成	
	(5)報告書の作成	
	(6)その他	

02

事業者に対するアンケート調査

2. 事業者に対するアンケート調査

アンケート実施概要

- アンケートは、リース事業協会会員事業者228社を対象に実施し、188社より回答を得た

設問設定 の考え方

- FATFが求めるリスクベース・アプローチの趣旨を考慮しつつ、後続のリスク評価、ガイドライン作成、監督・検査、フォローアップ検討で必要となる情報(固有リスク、リスク認識、統制状況)を確認

調査方法

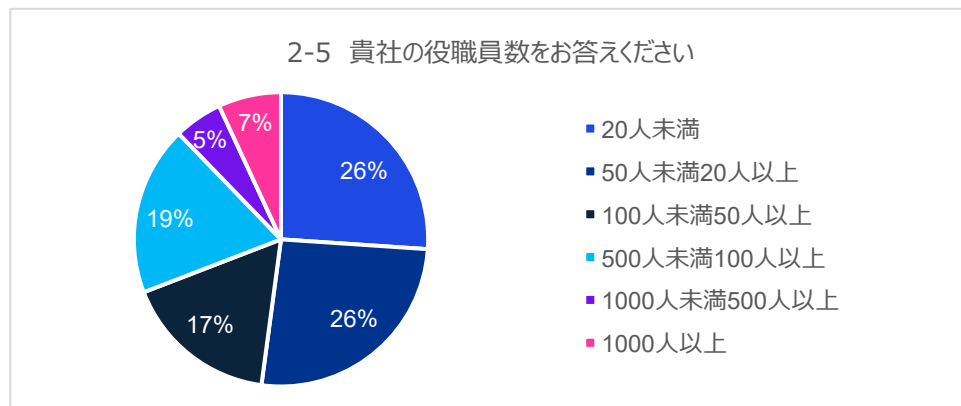
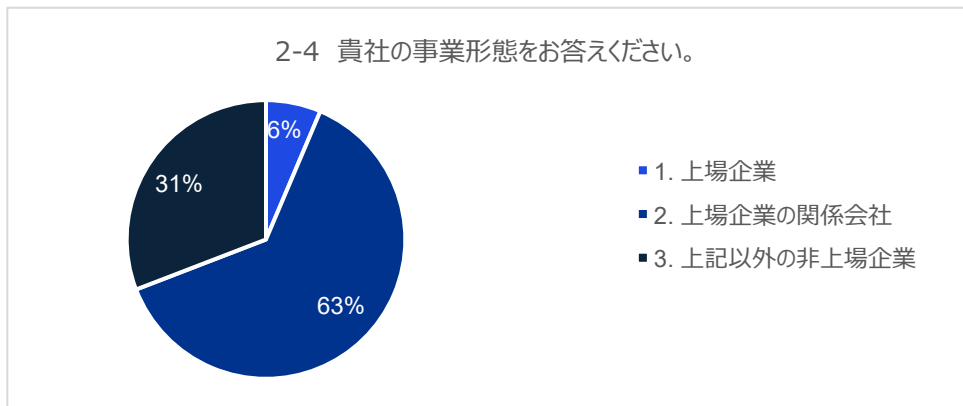
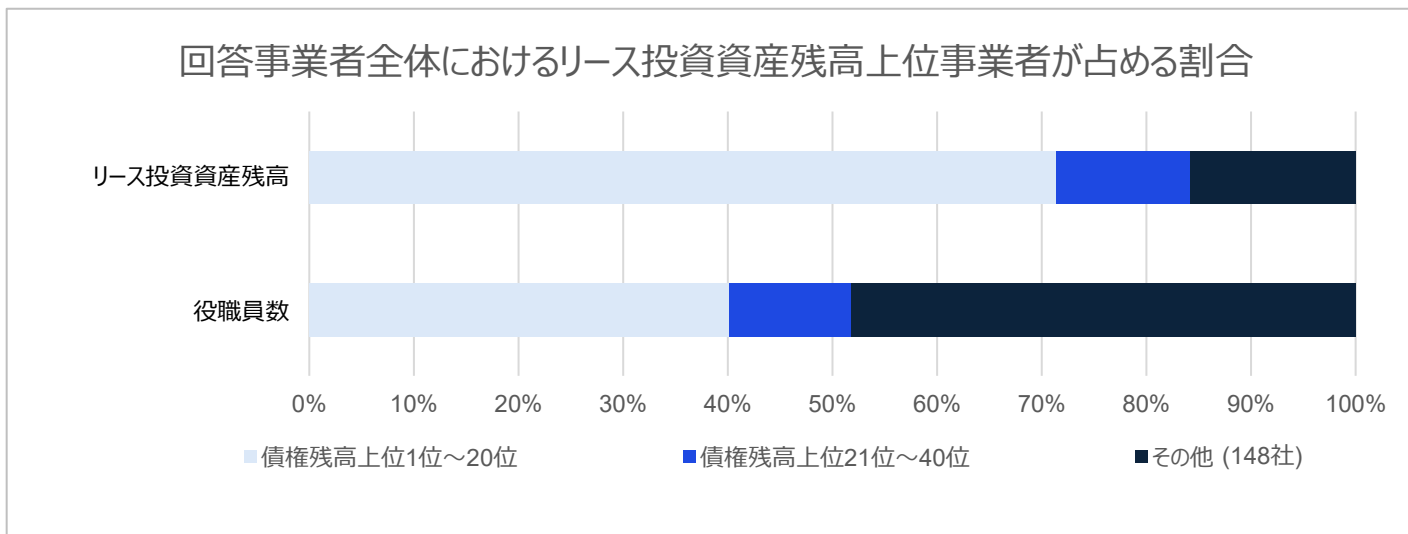
項目	詳細
調査対象先数	228社 ※リース事業協会 会員
回答先	188社(回答率82.5%)

確認観点

確認観点
固有リスク
リスク認識
統制状況

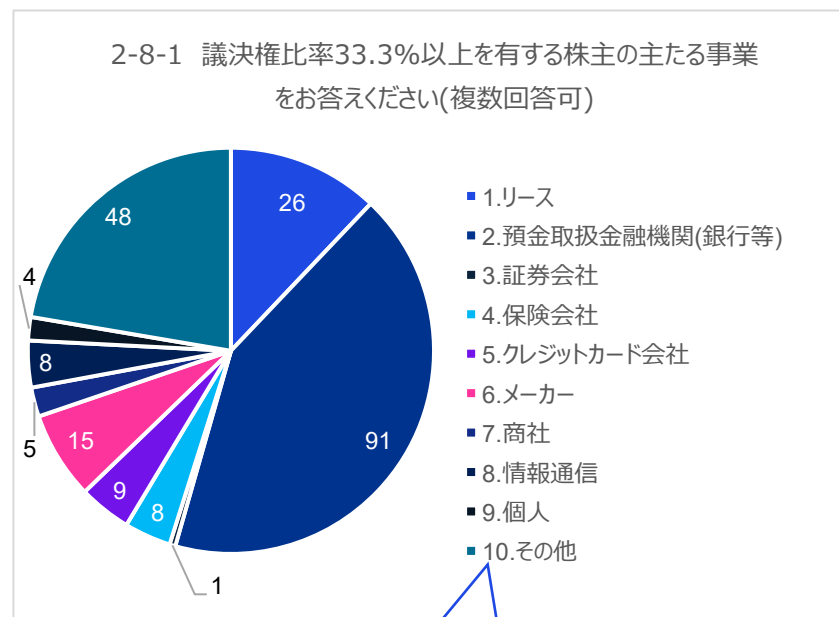
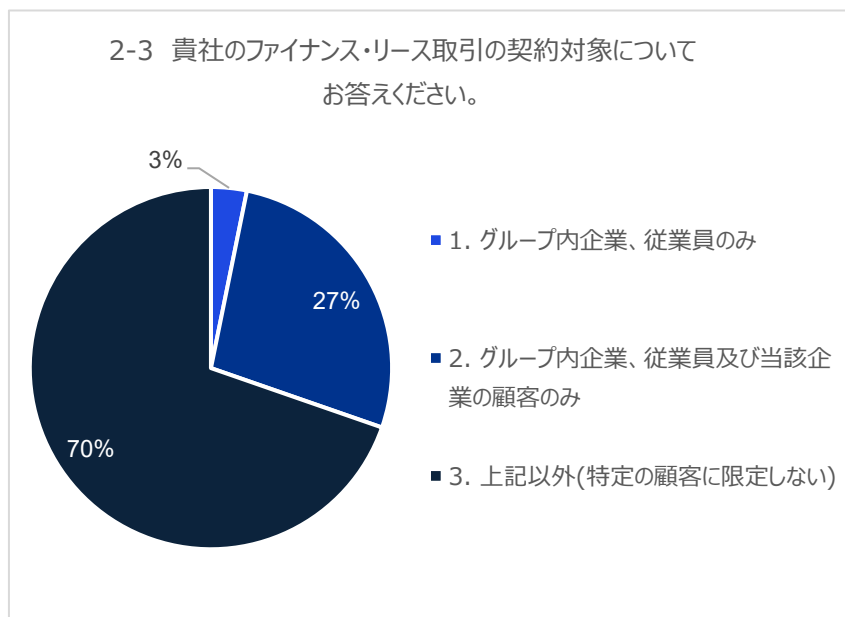
アンケート調査結果 回答事業者全体の特徴 (1/3) 事業者の規模

- 多くの投資資産、役職員を抱える大規模事業者が存在する。アンケート回答事業者合計のリース投資資産のうち回答事業者上位20社(上位約1割)が7割超、上位40社(上位約2割) 8割超を占め、役職員数も全体の4割超はリース債権残高上位20社に所属する。他方、グラフ内その他に該当する事業者は148社(約8割)が該当するため小規模な事業者の数が多くは特徴である
- また、上場企業も複数存在するものの、上場企業の関係会社等が6割以上を占めており、他の事業を営む企業の傘下に属する事業者が多い



アンケート調査結果 回答事業者全体の特徴 (2/3) 対象顧客 株主業種

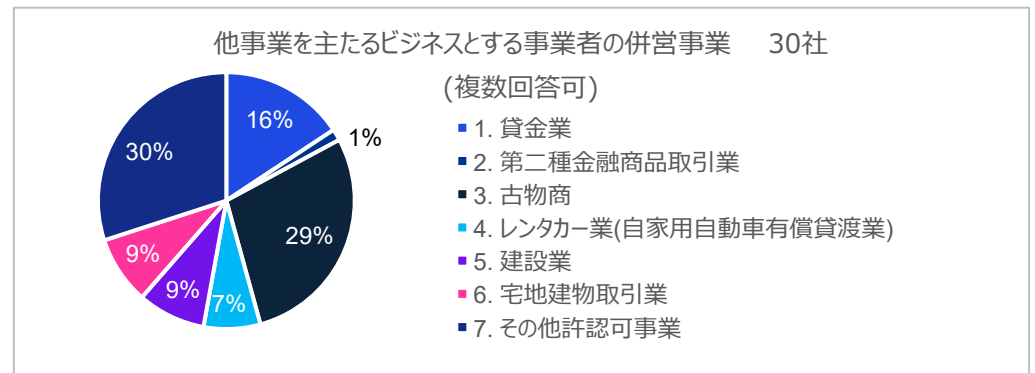
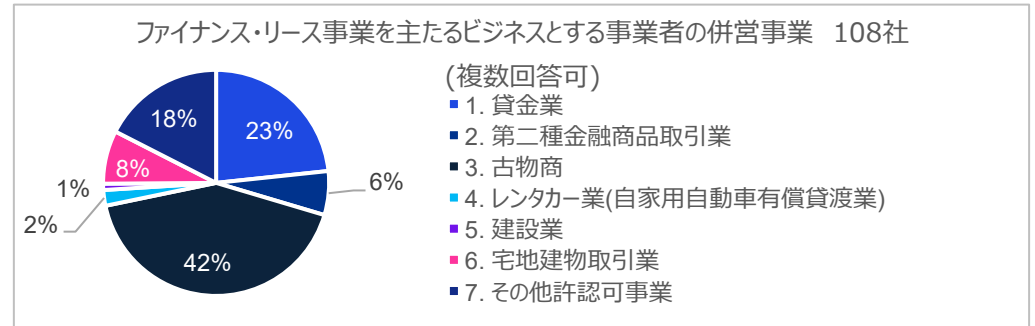
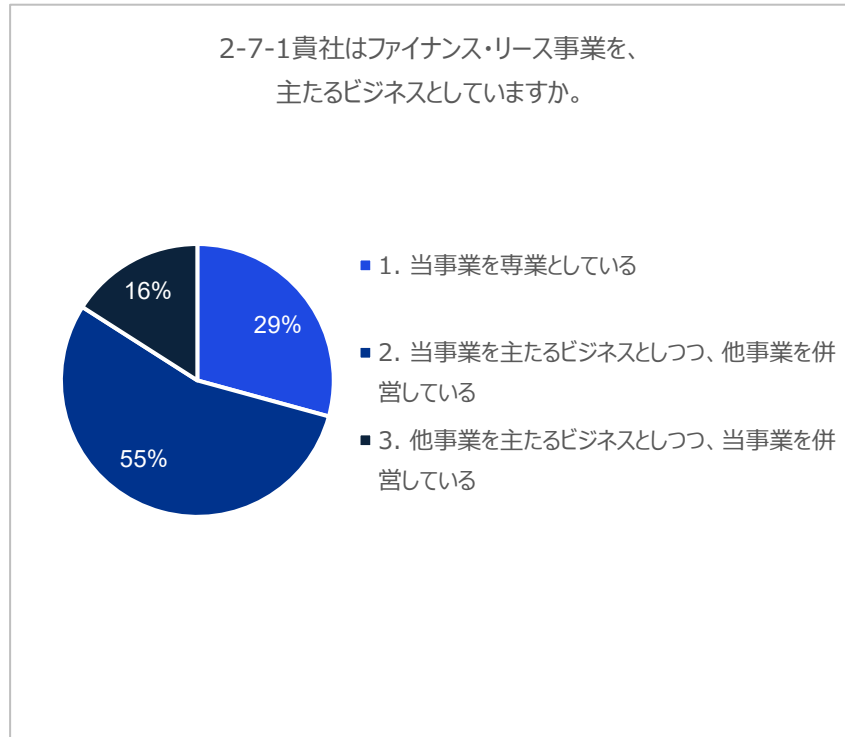
- 前述した通り、他の事業を営む企業の傘下に属する企業が多い関係で、3割程度の事業者は、取引の対象を特定の顧客のみに限定している
- また、事業者に対して影響を及ぼす株主の事業については、預金取扱金融機関と回答する事業者が91社と約半数程度が、金融機関のグループに属する事業者が多くを占めている。その他との回答にも持株会社との回答も複数あるため、半数以上は銀行系の関連事業者が占めている



- 持株会社 10社
- エネルギー関連事業(電気、ガス) 8社
- 建設業 6社
- 保険代理業 4社
- 運輸業 3社
- 自動車販売 2社 等

アンケート調査結果 回答事業者全体の特徴 (3/3) 専業・併営

- リース事業を専業としている事業者は約3割を占め、55%はリースを主業としながら、他の事業を併営している。主に中古品等を仕入れた上で貸借を行う場合に必要となる古物商や、ローン等を提供する貸金業を併せて、営む事業者が多数を占める。
- 他、16%の事業者は他事業を主たるビジネスとしており、貸金、古物商の回答割合が減少し、レンタカー、建設、その他事業の回答が増える傾向がみられる



03

海外のファイナンスリースに関する調査

調査実施概要

- 5か国を対象に調査を実施した。調査は、直近のFATF相互審査でファイナンスリース業に対する言及がみられた2か国(イギリス、カナダ)に加え、北米、欧州、アジアから、ファイナンスリースマーケットが相応の規模である国をそれぞれ1か国ずつを選定した
- 調査の観点は海外におけるファイナンスリース業界の概要等業界の特徴に関するものと、AML関連規制の特徴を対象とした

調査概要

項目	詳細
調査対象国	<ul style="list-style-type: none">• FATF相互審査でファイナンスリース業に対する言及がみられた国(イギリス、カナダ)• 各地域でファイナンスリースマーケットが相応の規模である国(米国、ドイツ、シンガポール)
調査観点	<ul style="list-style-type: none">• 業界の特徴<ul style="list-style-type: none">✓ 免許制度、併営業務、業界団体 等• AML関連規制の特徴<ul style="list-style-type: none">✓ AML/CFT法規制、AML/CFT登録制度、フォローアップ 等
調査方法	<ul style="list-style-type: none">• デスクトップ調査

海外調査実施結果 業界の特徴(免許制度、併營業務、業会団体)

- 業界の特徴として、ファイナンスリース業を営むために免許等が必要となる国はドイツと米国の一部州のみであった。他の調査対象国は我が国と同様事業実施に係る免許/登録制度等は公表されている資料からは把握できなかった

	イギリス	カナダ	米国	ドイツ	シンガポール	日本
事業実施にかかる 免許/登録制度	免許/登録制度はない	免許/登録制度はない	州によっては、商用自動車のリース事業者に対して免許制を導入している (オハイオ州、テキサス州等)	銀行法の金融サービスとしてBaFinの認可が必要	免許/登録制度はない	免許/登録制度はない
主な併營業務	特に制限はないため、銀行系列及びメーカー系列のリース会社がリースを提供	連邦法により銀行業は自動車リースへの参入不可 その他の規制はない	ニューヨークが国際金融都市であり、商業銀行、投資銀行等が系列リース会社を有するケースが確認できる	産業構造から、乗用車、商用車等の自動車メーカーが関連会社を通して併営するケースが確認できる	銀行本体が併営可能	貸金、第2種金融商品取引業 等
業界団体及び 加盟企業数	Financial Leasing Association (FLA) 237社	Canadian Finance & Leasing Association 212社	Equipment Lease and Finance Association 580社	Bundesverband Deutscher Leasing-Unternehmen 140社	The Hire Purchase, Finance and Leasing Association of Singapore 200社以上	公益社団法人リース事業協会 228社

※公表資料を基にKPMGが取りまとめたもの

海外調査実施結果 AML関連規制の特徴

- AMLへの対応関連での我が国との相違点は、各国とも態勢整備等を求めるAML関連法が存在しており、ファイナンスリースも対象業態として位置付けられている
- 直近FATFから指摘を受けたイギリス、カナダについては事業者へのフォローアップの強化、対応の義務化等による態勢整備を実施している
- 我が国のファイナンスリース業においては、ガイドラインで体制整備を促しつつ、業界団体と連携の上、事業者の実態を捕捉することが今後の対応として重要と考えられる

	イギリス	カナダ	米国	ドイツ	シンガポール	日本
FATF第4次審査での言及内容	R.27 監督制度の対象とならない事業体（例えば、金融リースや消費者金融部門）に関する権限の欠如	R.1,R.10,R11,R20 ファイナンスリース事業者はAML/CFT制度の対象となっておらず、リスク評価に基づいていない	ファイナンスリース事業者が遵守すべき、AML規制が記載されている	ドイツにおけるリース事業者の経済規模への言及有り	無し	IO.3 ファイナンスリース会社は、免許/登録の対象ではなく、適格性の検証が行われていない R.26 主な不備はファイナンスリース会社の免許/登録が必要なかったことである
NRA記載内容	言及無し	PCMLTF法の対象となっていない業種(含むファイナンスリース)についてリスク評価を行う旨の記載はあるものの、具体的な評価は記載されていない	違法薬物の販売等によって得た収益を高級マンションや高級車のリース料支払いに充てていた事例への言及有り	組織犯罪の構成員が長期間のリース・レンタルを利用して、自動車や宝飾品を得る可能性があることに言及有り	言及無し	契約当事者のほかに販売者が関与すること、リース期間が比較的長期にわたること等の特徴により、実態の伴わない契約締結等でML等に利用される可能性
AML/CFT法規制等(対象事業者におけるリスクベース・アプローチに基づく対応等を規定したもの)	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・資金移動(支払者の情報)規則(ML/TF規則)	犯罪収益(マネー・ローンダリング)・テロ資金供与法(PCMLTF法)	銀行秘密法(BSA)マネー・ローンダリング防止法(AMLA)	マネー・ローンダリング防止法(GwG)	汚職、麻薬密売、その他の重大犯罪に関する法律(CDSA)	各当局が公表するガイドライン
AML/CFTにかかる登録制度	FCAへの登録が必要	2024年法改正によりFINTRACへの登録が必要となる予定	無し	銀行法上の金融サービスとして認可済みであり、その認可情報にて実態を把握	無し	無し
リース業界向けガイドライン	JMLSG(当局、業界団体等を含む横断的な団体)によるセクター別のガイダンス	無し ※広く金融機関を対象としたものは存在	無し ※広く金融機関を対象としたものは存在	無し ※広く金融機関を対象としたものは存在	無し ※広く金融機関を対象としたものは存在	リース事業協会によるガイドライン(2021.7)
リース業界に特化したフォローアップ	Dear CEO Letterによる態勢整備を要請	同上	同上	同上	同上	リース事業協会による年次のフォローアップ調査
概観	・FATFからの指摘有 ・上記を受けて、FCAの免許が不要な事業者に対するフォローアップを実施	・FATFからの指摘有 ・法改正によりファイナンスリース事業者に対してAML/CFT対応を義務化	・連邦当局に加えて、各州当局も権限を有する ・州ごとに登録制度(自動車リース業)の有無が異なる	・ファイナンスリース業はBaFinの監督下にあり、認可制度がある ・オペレーティング・リースが中心の、中小リース企業は登録が必須ではない	・銀行本体によってファイナンスリース業を併営可能	・登録制度はない ・リスク評価も過去業界団体が実施したものに依拠 ・当局によるリスク評価は途上

※公表資料を基にKPMGが取りまとめたもの
Document Classification: KPMG Restricted

04

他業種における監督・検査、フォロー
アップ手法の調査

調査結果の総括

- 他業種(銀行等金融機関等)における監督・検査、フォローアップ手法について、デスクトップ調査等を実施の上、結果を取りまとめた
- 銀行等金融機関においては、リスク評価を実施の上、ガイドラインに基づく検査、業界団体と連携したアウトリーチの実施が確認された

デスクトップ調査結果概要

銀行等金融機関 (金融庁)	
横断的な 内容	<ul style="list-style-type: none">・ 専担室として、2018年に総合政策局リスク分析総括課マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室を設置
設計	<ul style="list-style-type: none">・ 各業態内の個別事業者のリスク特定・評価を行う「CRR」及び業態ごとのリスクの特定・評価を行う「金融セクター分析」を実施
運用	<ul style="list-style-type: none">・ 銀行法等各種業法に基づく検査・ 2021年9月から2024年3月までに計352先に対しターゲット検査(ガイドライン対応に焦点を当てた検査)を実施・ 業界団体と連携し、勉強会や意見交換会を開催

※公表資料を基にKPMGが取りまとめたもの

05

ファイナンスリースに対するリ スク評価

リスク評価の枠組み

- リスク評価は、ファイナンスリース業態のマクロでのリスク評価を実施したうえで、事業者がどのように分布しているかを分析する業界内での相対評価を実施する枠組みとした

	観点	インプット	アウトプット
マクロでのリスク評価	<ul style="list-style-type: none">以下の観点でファイナンスリース業自体の評価を実施<ul style="list-style-type: none">✓ ファイナンスリース業がグローバル、国内でどの程度リスクがあると評価されているか？✓ 当該評価が我が国のファイナンスリース業の特性と照らして妥当か	<ul style="list-style-type: none">FATF公表資料公表情報を基にした海外調査結果日本のNRAアンケート調査	<ul style="list-style-type: none">ファイナンスリースML/TFリスクに関する概況
業界内での相対評価	<ul style="list-style-type: none">マクロでのリスク評価を踏まえ、事業者の分布状況を可視化することで業界全体として、事業者のバラツキ、重心を把握類型(企業分類、規模、主要商品、海外取引)等による傾向を分析	<ul style="list-style-type: none">アンケート調査(188社より回答)	<ul style="list-style-type: none">ファイナンスリース業界内での相対評価

ガイドライン作成、監督・検査、フォローアップで活用

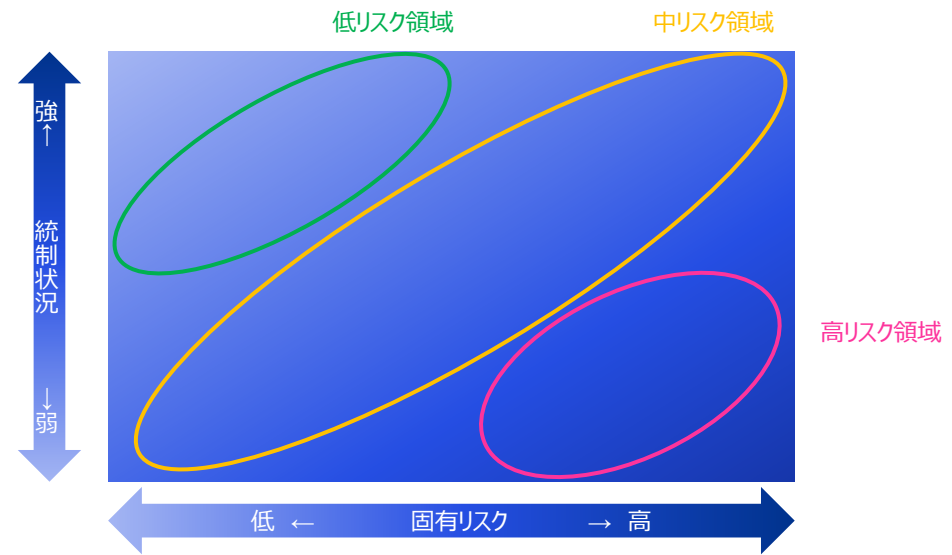
ファイナンスリース業界内での相対評価 評価のイメージ

- リース事業者の分布を客観的に把握することを目的として、アンケート調査で得られた事業者からの回答結果を基に2次元モデルで可視化を行った
- 業界内での相対評価については、固有リスクと統制状況、及びその差分としての残存リスクを把握する手法を用いた
- 対象となる事業者の共通的な要素等を洗い出すことでリスクの特性を把握し、リスクベースの監督・検査、フォローアップへ活用する

実施内容

- ファイナンスリース事業者188社のアンケート回答情報等を基に、固有リスク、統制状況をそれぞれ横軸、縦軸に設定した散布図を用いて2次元モデル化
- 上記モデル化したものについて、分布状況を確認
 - ✓ 同程度の固有リスク群において、統制状況の分布状況
 - ✓ 同程度の統制状況群において、固有リスクの分布状況
- 分布状況を踏まえ、それぞれのリスク領域とその領域に該当する事業者群を特定
 - ✓ **高リスク領域**：固有リスク対比で統制状況が弱い、もしくは統制状況対比で固有リスクが高いため、相対的に残存リスクが高いと認められる
 - ✓ **中リスク領域**：固有リスク対比で統制状況は相応、バランスはとれている
 - ✓ **低リスク領域**：固有リスク対比で統制が効いている
- 上記領域ごとの特性を把握した上で、業界全体及び各類型への今後の対応を検討

各リスク領域のイメージ



(参考) 固有リスク、統制状況に関する説明

- 今回の調査、評価の枠組みについては金融庁が個別金融機関等を対象に実施している評価手法を参考とした
- 実際に過去公表資料等を確認すると同様の枠組みを用いて、固有リスク、統制状況を基に、評価を実施していることがうかがえる

金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」（2018年8月）

(4) 取引等実態報告

報告項目は、マネロン・テロ資金供与リスクを顕在化させ得る**各社固有の取引量や取引特性に係る情報**（送金規模、高額・現金取引状況、地域別取引状況、顧客属性等の「**固有リスク**」情報）と、**当該リスクを低減させる態勢整備や対策の実施・浸透状況に係る情報**（第2線・第3線における検証状況、システム検知の内容、研修実施状況等の「**統制**」情報）から構成

図表4 取引等実態報告の項目の概要

報告項目(固有リスク)		
商品・サービス	事業の規模感の測定	顧客数・口座数・預貯金額等 (個人・法人の別)
取引形態	(現金取引) 高額の現金取引の多寡	200万円以上の現金取引の件数・金額等
	(非対面取引) インターネットバンキングの取引実績	インターネットバンキング取引の件数・金額等
	海外送金業務の規模	海外送金件数・金額等 (仕向・振込向の別)
国・地域	コルレス契約の状況	コルレス契約の件数等
顧客属性	非居住者	非居住者口座数・預貯金額等
	外国PEPs	外国PEPsの顧客数及び預貯金額等
ML/FT リスク	ML/FTリスクの顕在化	内規違反件数等
報告項目(統制)		
態勢面	(第1線)営業部門の機能発揮	口座開設時の情報・リスク評価の情報等
	(第2線)管理部門によるチェック	顧客の類型化・継続的顧客管理・検証内容等
	(第3線)内部監査部門による監査	監査内容等
人材面	(全体)社内共有手段	関連情報の共有手段等
	人員数	担当者数等
	研修数	研修の実施回数等
RBA	環境変化に応じた機動的対応	関連規程の直近改訂の時期・内容等
	リスク評価書の充実度	(リスク評価書の送付)
	リスク評価書の内容変更に応じた機動的対応	リスク評価書の変更に関連した関連規程の改訂等
システム	モニタリングシステムの導入状況	モニタリングシステムの導入の有無・システム名等
	モニタリングシステムの検知精度	シナリオの本数・見直しの有無等
	モニタリングシステムの機動性	アラート検知から検証するまでの時間等
	フィルタリングシステムの導入状況	フィルタリングシステムの導入の有無・システム名等
海外送金	誤検知への対応	False Positiveの検証等
	不審点がある場合の追加調査	追加調査の基準・方法等
	イラン・北朝鮮以外への対応方針	イラン・北朝鮮以外の高リスク国への対応方針等
	送金電文への入力	送金電文に送金人・受取人を含めているか等
その他	コルレス先評価	コルレス先の評価の有無
	国際的な情報収集、内報防止等	FATF、OFAC等の情報収集、内報防止の手法等

06

ガイドライン素案の作成

実施内容

- ガイドライン素案作成にあたっては、金融庁による金融機関向けのガイドラインをベースとして、リスク評価実施時に取得した事業者の特徴等を踏まえ、素案を作成した
- 素案については、経済産業省より、1/15~2/13意見公募、2/28結果の公示の上、3/7にガイドラインとして公表された
- その英訳版、ガイドラインを公表した後に各事業者が参考にできるFAQの案についてもあわせて検討、整理した

ガイドライン目次

I 基本的考え方

II リスクベース・アプローチ

II - 1 リスクベース・アプローチの意義

II - 2 リスクの特定・評価・低減

(1) リスクの特定

(2) リスクの評価

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

(ii) 顧客管理（カスタマー・デュー・デiligence：CDD）

(iii) 取引モニタリング・フィルタリング

(iv) 記録の保存

(v) 疑わしい取引の届出

(vi) ITシステムの活用

(vii) データ管理（データ・ガバナンス）

(4) FinTech 等の活用

III 管理体制とその有効性の検証・見直し

III - 1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）

III - 2 経営者または経営陣の関与・理解

III - 3 経営管理

III - 4 グループベースの管理体制

III - 5 職員の確保、育成等

IV 経済産業省によるモニタリング等

07

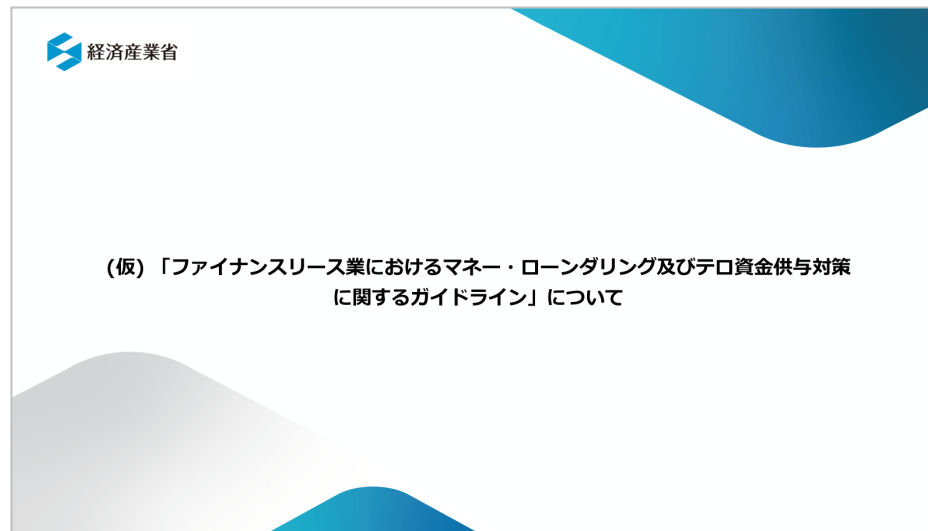
セミナーと問い合わせに
対する回答文案の作成

実施内容

- ガイドライン公表後、経済産業省主催で対象事業者向けセミナーにつき、セミナー資料作成を支援した
- 回答文案の作成については、本プロジェクト期間中に対象となる問い合わせはなかった

セミナー資料作成支援

- 経済産業省が主催、経済産業省職員が講師を務める講演資料について、作成のご支援を実施



08

監督・検査、フォローアップの在り方の検証案と
手法案の作成

FATFが求める水準の理解

FATF 「Japan's measures to combat money laundering and terrorist financing」

- 第4次対日相互審査では主にIO.3にて、適格性の検証が実施できていないこと、事業者が監督下になく、業界団体のリスク評価に依拠している点記載されている
- 本調査では、FATFの要求水準を理解した上で、実務に寄与する方法を整理した

基準

指摘事項

IO.3 (監督)

犯罪者及びその関係者の市場参入を防ぐ免許、登録、又はその他の統制

- 外貨両替業者及びファイナンス・リース会社は、免許/登録の対象ではなく（TC Annex, 基準26.2参照）、したがって、**適格性の検証は行われていない。**

監督当局におけるマネロン・テロ資金供与リスクの理解と特定

- **他の監督当局は、金融庁と比して、AML/CFTに係る監督とRBAの適用において、より初期段階にある。**金融庁のものと同様の強制力のあるガイドラインが2019年8月と9月に他の金融セクターにおいても策定された（1.4.4参照）。これらのガイドラインの効果はまだ測定することはできないが、監督対象事業者とその監督当局にとってより良いリスク理解のための手段としてよい一歩となっている。
- 加えて、財務省は2018年に外貨両替業者に対してリスクスコアリングを導入しているが、これはマネロン・テロ資金供与リスクが大きい金融セクターに対する最初の一歩である。経済産業省は、クレジットカード会社及び商品先物取引業者のリスクを事前に把握するため、先般、これらの事業者を対象とした書面及び面談による調査を実施した。**ファイナンス・リース事業者については、経済産業省による直接の監督下になく、リース事業協会によって実施されたリスク評価に依拠している**

勧告26 (金融機関の規制と監督)

勧告26 評価LC 評価の基礎となる要因

- ファイナンス・リース会社や両替商は免許や登録を受ける必要がなく、また、犯罪者やその関係者が重大な利益を保有したり、支配権を保有したりすることを防止するための要件は、これらの金融機関には適用されない。

基準26.2 コア・プリンシプルの対象となる金融機関には、免許（license）の取得を義務付けるべきである。その他の金融機関（金銭・価値の移転サービス又は両替サービスを提供するものを含む。）は、免許又は登録を受けるべきである。各国は、シェル・バンクの設立又は運営の継続を承認すべきではない。

- ファイナンス・リース会社は、**免許又は登録の義務の対象ではない。**

基準26.3 管轄当局及び金融監督当局は、犯罪者又はその関係者が金融機関の重要な利害関係（又は実質的支配者となる）、あるいは経営機能を持つことを防ぐために、必要な法的・規制的措置を講じるべきである。

- 犯罪者及びその関係者が、銀行の取締役や執行役員として行動するのを防ぐための要件が適用される。（中略）関連する要件は、他の金融機関に適用されるが、ただし、**外貨両替業者及びファイナンス・リース会社を除く（以下略）。**

* KPMGが、財務省公表の仮訳を基にとりまとめたもの

監督・検査、フォローアップの在り方の検証案、手法案の検討

【10.3監督】 金融機関の監督について言及された事項

- 10.3では、ファイナンスリースに限定されない、金融機関全般の監督に対して「優先して取り組むべき行動、勧告事項」について言及されている

	評価結果	優先して取り組むべき行動・勧告事項
内容	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に対する初歩的な(initial)リスク評価は実施されているが、現段階ではRBAは主に固有リスクに主眼を置かれて実施されている。他の金融監督当局によるリスクベースによる監督の導入及びリスクの理解は、金融庁と比して、更に初期段階にある。 AML/CFTを対象とする金融機関へのオンサイト検査数は限定的である。 金融監督当局が公表しているAML/CFTに係る義務について、金融機関が速やかかつ完全に遵守するための明確かつ規範的な対応完了期限が示されていない。 金融庁を含む金融監督当局は、銀行を含む金融機関に対する効果的かつ抑止的な一連の制裁措置を活用していない。 監督の有効性は、主に金融庁によって行われる直接対話の対象となる金融機関に限定されるようである。金融機関によるAML/CFTに係る新たな基準への対応は均一ではなく、有効性が疑問視されることから、同様の取組を金融セクター全体に拡大すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> AML/CFTに係る監督の適切な専担人員の配置を見直し、監督の強化を検討すべきである。 金融監督当局において、全ての所管金融機関に対する適切なリスク分析手法の策定・実施により、リスクベースの監督機能を強化すべきである。 拡散金融(PF)に係る経済制裁をモデルとし、NPA Security Bureau（警察庁警備局）及びJAFICのテロ対策専門家の専門知識を活用して、金融機関に対して、TFに係る予防的措置について、リスクベースのアウトリーチを実施すべきである。 オフサイトとオンサイトを組み合わせたRBAによるAML/CFTに係る監督活動の拡大・改善を図り、対象範囲を拡大・深化すべきである。 特に財務省の所管である経済制裁に係る監督について、金融庁と他金融監督当局の間の連携を強化すべきである。金融機関が実施すべきリスク低減措置に対する明確な監督上の期待を記した、金融庁AML/CFTガイドラインを遵守するための指針と好事例集を公表することによって、金融機関のAML/CFTに係る義務及びマネロン・テロ資金供与リスクの理解を促進すべきである。 求められているAML/CFT枠組みへの遵守及び判明したギャップへの解消策の実行のため、金融セクター全体に対して、明確かつ規範的な対応完了期限を示し、よりリスクの高い金融機関にはその対応を加速させるべきである。 AML/CFTに係る義務を遵守していない金融機関に対して、効果的かつ比例的な行政処分が実施されるよう、適用可能な行政処分の適切性を見直すべきである。また、これらの行政処分が実際に課されるようにすべきである。 全ての監督当局においてAML/CFT及び関連するマネロン・テロ資金供与リスクに関する研修を強化すべきである。 国と地方の監督、すなわち財務局との連携を強化すべきである。

* KPMGが、財務省公表の仮訳を基にとりまとめたもの

監督・検査、フォローアップの在り方の検証案、手法案の検討

【10.4 予防的措置】 金融機関の予防的措置について言及された事項

- FATFより各金融機関の予防的措置について言及された内容については、今後、経済産業省が実施される監督・検査、フォローアップにて、事業者へ対応、理解を促していく必要があると想定される

	評価結果	優先して取り組むべき行動・勧告事項
内容	<ul style="list-style-type: none"> • その他の金融機関は、自らのマネロン・テロ資金供与リスクの理解がまだ限定的である。 • その他の金融機関は、リスクに基づいた低減措置を適用していない。これらの金融機関は、継続的顧客管理、取引モニタリング、実質的支配者の確認・検証等の、最近導入・変更された義務について、十分な理解を有していない。 • これらの金融機関は、AML/CFT の枠組みや取組を強化する必要があるとの一般的な認識は有しているが、新たな義務を履行するための明確な期限は設定していない。 • 金融機関は、基本的な顧客の情報を収集しているが、このために金融機関の顧客に関する知識が限られており、かつ、この情報は通常更新されていない。 • 金融機関は、顧客の特性に基づいた顧客リスク格付も、顧客属性等と取引記録との結び付けも行っていない。 • 一定数の金融機関は、最近、新規顧客について完全なCDDを最近開始したところである。また、口座の売買や不正利用の蔓延は、金融機関が直面している深刻な問題である。これらの要素は全て、CDD の質、及び、有効性に更なる懸念を生じさせている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関がAML/CFT に係る義務を理解し、適時かつ効果的な方法でこれらの義務を導入・実施するようにする。これらにおいては、事業者ごとのリスク評価の導入・実施、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引のモニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先する。 • 引き続き、マネロン・テロ資金供与リスクに基づく金融機関のコンプライアンス文化の変化を促すための適切な啓発、及び、研修を実施し、監督当局も関与しつつ、マネロン・テロ資金供与リスク及びAML/CFT に係る義務のより良い理解のために支援すべきである。 • 全ての金融機関に対して、自らの業務、商品、サービス、及び顧客に応じた適切なリスク評価の策定を求めるべきである。 • 適切な取引モニタリングシステムの必要性を強調し、適切な継続的顧客管理との関連性を明確にすべきである。 • 全ての金融機関が新たな法律上・規制上・監督上の義務を履行するための、規範的（prescriptive）かつ適切なスケジュールを設定すべきである。 • 金融機関において、取引記録を考慮に入れた包括的、かつ、変化する顧客のリスク特性に基づく、顧客情報の検証方法の改善、及び、継続的顧客管理措置の完全な履行がなされるようにすべきである。 • 金融機関の複雑な構造を踏まえつつ、金融機関が、CDDデータと取引モニタリングを統合した、適切かつ包括的な、情報システムを導入することを確実に履行すべきである。その取引モニタリングは、金融機関の業務内容、特定されたリスク、並びに、顧客の取引パターン、及び、リスク特性に適合したものであり、また、適切な検知シナリオに基づく取引モニタリング・パラメータを有するものであるべきである。

* KPMGが、財務省公表の仮訳を基にとりまとめたもの



本報告書は、経済産業省の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である経済産業省に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Confidential